

○ 電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第115号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>様式第1（第4条第1項関係） 電気通信事業登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第9条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 業務区域 (略)</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>(1) 端末系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(2) 中継系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項 (略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を <u>三・九一四世代移動通信システム</u>（無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。））に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。</p>	<p>様式第1（第4条第1項関係） 電気通信事業登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第9条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 業務区域 (略)</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>(1) 端末系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(2) 中継系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項 (略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を <u>三・九世代移動通信システム</u>（無線設備規則第49条の6の9で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。））に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。</p>

<p>6～8 (略)</p> <p>3 事業開始予定年月日 (略)</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p>6～8 (略)</p> <p>3 事業開始予定年月日 (略)</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>
---	---

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	
4	国際電話等	国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの
		三・九一四世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	
8	IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの
		当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	衛星移動通信サービス	
10	FMCサービス	
11	インターネット接続サービス	
12	FTTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの
13	DSLアクセスサービス	
14	FWAアクセスサービス	
15	CATVアクセスサービス	
16	携帯電話・PHSアクセスサービス	
17	三・九一四世代携帯電話アクセスサービス	

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	
4	国際電話等	国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの
		三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	
8	IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの
		当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	衛星移動通信サービス	
10	FMCサービス	
11	インターネット接続サービス	
12	FTTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの
13	DSLアクセスサービス	
14	FWAアクセスサービス	
15	CATVアクセスサービス	
16	携帯電話・PHSアクセスサービス	
17	三・九世代携帯電話アクセスサービス	

18	フレームリレーサービス	
19	ATM交換サービス	
20	公衆無線LANアクセスサービス	
21	BWAアクセスサービス	
22	IP-VPNサービス	
23	広域イーサネットサービス	
24	衛星アクセスサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
28	仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの
		PHSに係るもの
		BWAアクセスサービスに係るもの
29	電報	受付及び配達の実務を行う場合
		受付及び配達の実務を行わない場合
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1～9 (略)

18	フレームリレーサービス	
19	ATM交換サービス	
20	公衆無線LANアクセスサービス	
21	BWAアクセスサービス	
22	IP-VPNサービス	
23	広域イーサネットサービス	
24	衛星アクセスサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
28	仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの
		PHSに係るもの
		BWAアクセスサービスに係るもの
29	電報	受付及び配達の実務を行う場合
		受付及び配達の実務を行わない場合
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注1～9 (略)

様式第 8 (第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係)

電気通信事業届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)
印

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 16 条第 1 項 (第 165 条第 1 項) の規定により、電気通信事業を営む (行う) ので、次のとおり届け出ます。

- 1 業務区域
(略)
- 2 電気通信設備の概要 (電気通信事業法第 44 条第 1 項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)
 - (1) 端末系伝送路設備に関する事項
(略)
 - (2) 中継系伝送路設備に関する事項
(略)
 - (3) 伝送路設備以外の電気通信設備 (事業用電気通信設備に限る。)に関する事項

注 1 ~ 3 (略)

- 4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル

様式第 8 (第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係)

電気通信事業届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)
印

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 16 条第 1 項 (第 165 条第 1 項) の規定により、電気通信事業を営む (行う) ので、次のとおり届け出ます。

- 1 業務区域
(略)
- 2 電気通信設備の概要 (電気通信事業法第 44 条第 1 項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)
 - (1) 端末系伝送路設備に関する事項
(略)
 - (2) 中継系伝送路設備に関する事項
(略)
 - (3) 伝送路設備以外の電気通信設備 (事業用電気通信設備に限る。)に関する事項

注 1 ~ 3 (略)

- 4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル

<p>ル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯を記載すること。</p> <p>当該設備が無線設備の場合であって、次に掲げる場合に該当するときは、併せてその旨を記載すること。</p> <p>(1) 予定する周波数帯の電波を <u>三・九一四世代移動通信システム</u> に使用する場合</p> <p>(2) 予定する周波数帯の電波を電波法第7条第2項第6号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備に使用する場合</p> <p>5～7（略）</p> <p>3 事業開始予定年月日 （略）</p> <p>注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p>ル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯を記載すること。</p> <p>当該設備が無線設備の場合であって、次に掲げる場合に該当するときは、併せてその旨を記載すること。</p> <p>(1) 予定する周波数帯の電波を <u>三・九世代移動通信システム</u> に使用する場合</p> <p>(2) 予定する周波数帯の電波を電波法第7条第2項第6号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備に使用する場合</p> <p>5～7（略）</p> <p>3 事業開始予定年月日 （略）</p> <p>注 業務区域によつて事業開始予定年月日が異なる場合は、当該業務区域ごとに記載すること。</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>
---	---

様式第 38 の 8 (第 40 条の 10 第 1 項第 1 号、第 40 条の 14 第 1 項第 2 号ニ関係)

電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 (登録の申請を行っている場合は、当該申請の年月日)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 117 条第 1 項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 (略)

1 業務区域

(略)

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

(略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

(略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備 (事業用電気通信設備に限る。)に関する事項

注 1 ~ 5 (略)

様式第 38 の 8 (第 40 条の 10 第 1 項第 1 号、第 40 条の 14 第 1 項第 2 号ニ関係)

電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 (登録の申請を行っている場合は、当該申請の年月日)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 117 条第 1 項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 (略)

1 業務区域

(略)

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

(略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

(略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備 (事業用電気通信設備に限る。)に関する事項

注 1 ~ 5 (略)

<p>6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を <u>三・九一四世代移動通信システム</u> に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。</p> <p>7～8 （略）</p> <p>(4) 交換設備の設置場所 （略）</p> <p>注 設置場所ごとに、その都道府県市町村名及び事業所の名称を記載すること。 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p>6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を <u>三・九世代移動通信システム</u> に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。</p> <p>7～8 （略）</p> <p>(4) 交換設備の設置場所 （略）</p> <p>注 設置場所ごとに、その都道府県市町村名及び事業所の名称を記載すること。 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>
--	--

様式第 38 の 9 (第 40 条の 10 第 1 項第 2 号関係)

電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)
印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により同法第 10 条第 1 項第 2 号の事項の変更登録を受ける (電気通信事業法第 16 条第 3 項の規定により同条第 1 項第 2 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る) とともに、同法第 117 条第 1 項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 (略)

1 業務区域

(略)

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

(略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

(略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備 (事業用電気通信設備に限る。)に関する事項

(略)

様式第 38 の 9 (第 40 条の 10 第 1 項第 2 号関係)

電気通信事業変更登録申請書 (変更届出書) 兼 電気通信事業一部認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)
印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第 13 条第 1 項の規定により同法第 10 条第 1 項第 2 号の事項の変更登録を受ける (電気通信事業法第 16 条第 3 項の規定により同条第 1 項第 2 号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る) とともに、同法第 117 条第 1 項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

注 (略)

1 業務区域

(略)

2 電気通信設備の概要

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

(略)

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

(略)

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備 (事業用電気通信設備に限る。)に関する事項

(略)

<p>注1～5 (略)</p> <p>6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を <u>三・九一四世代移動通信システム</u> に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>(4) 交換設備の設置場所 (略)</p> <p>注 設置場所ごとに、その都道府県市町村名及び事業所の名称を記載すること。 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p>注1～5 (略)</p> <p>6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数帯（当該周波数帯の電波を <u>三・九世代移動通信システム</u> に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>(4) 交換設備の設置場所 (略)</p> <p>注 設置場所ごとに、その都道府県市町村名及び事業所の名称を記載すること。 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十八年四月一日以降である報告から適用する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現に携帯電話（この省令による改正前の電気通信事業報告規則（以下「旧報告規則」という。）第一条第二項第十二号に規定する三・九世代移動通信システムを使用するものに限る。）に係る改正前の電気通信事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、携帯電話（新報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九一四世代移動通信システムを使用するものに限る。）に係るこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現に携帯電話（旧報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のものに限る。）に係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、携帯電話（新報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九一四世代移動通信システムを使用するもの以外のものに限る。）に係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現に旧報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九世代携帯電話アクセスサービスに係る旧施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、新報告規則第一条第二項第十二号に規定する三・九一四世代携帯電話アクセスサービスに係る新施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出したものとみなす。